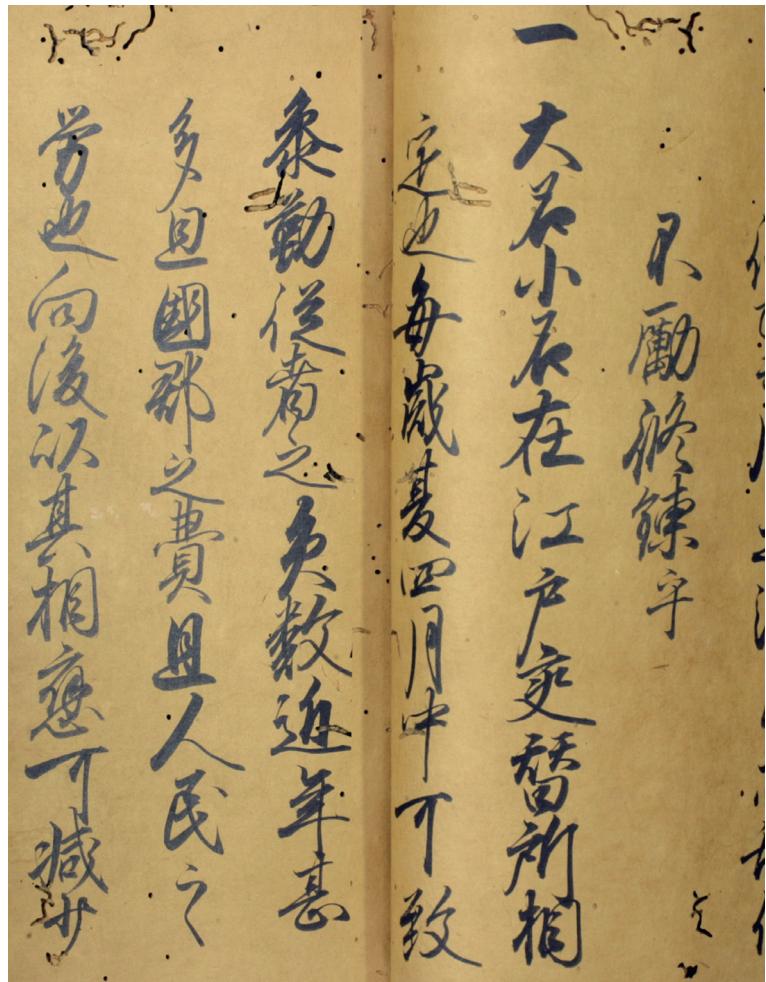


大名の統制（武家諸法度）



* 德山毛利家文庫 御制法5「公儀御制法 上」

解説

写真は3代将軍徳川家光の、いわゆる「寛永の武家諸法度」(1635〔寛永12〕年)を書き記したものです。

武家諸法度は江戸幕府の基本法規の一つで、代々の将軍は、その就任後、これを諸大名に公示しました。

なかでも家光による寛永令は画期的なもので、法度としての体裁を整え、内容も新たに大名の参勤交代義務（写真の部分）、城郭の新築禁止・修理届け出、私闘の禁止、私闘の禁止、500石以上の大船建造の停止などを加え、最後に「万事江戸の法度のごとく国々所々において遵行すべきの事」と結んでいます。

* 当館にはこのほか、2代将軍秀忠の元和令（1612年）が3種（毛利家文庫 第5分冊2幕府37「武家諸法度写」、同38「武家諸法度箇条写」、徳山毛利文庫 御制法5「公儀御制法 上」）あり、またキリスト教の禁教を明文化した4代将軍家綱による寛文令（1663年）が毛利家文庫 第5分冊2幕府46「武家諸法度并殉死禁制令写」にあります。

* 江戸幕府の成立と支配のしくみについては、以下のような関連史資料があります。

- ・関ヶ原合戦後に徳川家康が毛利輝元・秀就に防長2国を与えた起請文：毛利家文書写真帳3-004050。原本は毛利博物館蔵。
- ・大阪の陣に関連する絵図：毛利家文庫 58絵図867～873。
- ・参勤交代に関する記録：「行程記」（毛利家文庫 30地誌41）のほか、毛利家文庫 47参勤および48下向に参勤交代についてのまとめた記録があります。また、南方長「萩藩参勤交代の行程—瀬戸内海通行から中国路通行への移行」（『山口県文書館研究紀要29』）が参考になります。一行は萩から佐々並・山口を経て三田尻に至り（萩往還），以後陸路の場合は山陽道を、海路の場合は大阪まで御座船で瀬戸内海を航し、京まで川船、そこからは陸路でした。